

平成 21 年 5 月 27 日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 連帯納付義務に係る督促処分取消等請求事件

口頭弁論終結の日 平成 21 年 1 月 19 日

判 決

原告 X

被告 国

処分行政庁 小田原税務署長

裁決行政庁 国税不服審判所長

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

理 由

第 1 原告の請求

- 1 小田原税務署長が平成 19 年 3 月 28 日付けで原告に対してした訴外 A の滞納国税に係る連帯納付義務の各督促処分を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が平成 19 年 12 月 6 日付けでした小田原税務署長によってなされた訴外 A の滞納国税に係る連帯納付義務の各督促処分に対する原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を取り消す。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、小田原税務署長が、共同相続人の一人に係る滞納相続税を徴収するため、当該相続税の連帯納付義務者である原告に対して行った平成 19 年 3 月 28 日付けの各督促処分について、小田原税務署長が、相続税申告時に相続人相互に連帯納付義務があるとの告知をしなかった違法があるとして、原告が同

督促処分の取消しを求め、併せて、国税不服審判所長が原告の審査請求を棄却した裁決の裁決書には、原告の主張が、原告が東京国税不服審判所横浜支所に押印し提出した書面の表記と異なって記載されている等の違法があるとして、原告が同裁決の取消しを求めた事案である。

2 基礎となる事実（掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 事実の経緯

ア 原告の父B（以下「本件被相続人」という。）は、平成13年6月26日に死亡した（以下、本件被相続人の死亡により開始した相続を「本件相続」という。）。

本件相続の相続人は、原告、本件被相続人の妻C（以下「C」という。）、同長女D（以下「D」という。）、同二女E（以下「E」という。）、同長男A（以下「A」という。）、同三女F（以下「F」という。）の6名である（以下、上記相続人らを併せて「本件相続人ら」という。）（乙1の1・2、12）

イ 本件相続人らは、平成14年4月18日、小田原税務署長に対し、相続税の申告書を提出した（乙2）。

ウ 本件相続人らのうちの一人であるAは、平成14年4月24日、小田原税務署長に対し、自己の納付すべき相続税の全額について、物納の許可を受ける目的で、小田原市及び同所所在の土地（以下「本件物納申請不動産」という。）を物納に充てようとする財産として、平成15年法律第8号による改正前の相続税法42条1項の規定に基づき、相続税物納申請書を提出した（以下「本件物納申請」という。）。しかし、本件物納申請不動産には、抵当権等が設定されていた（乙3の1ないし3）。

小田原税務署長は、同年5月16日、本件物納申請に係る事案を、藤沢税務署長へ引き継いだ。

エ 本件相続人らは、平成15年4月16日及び同月18日、小田原税務署

長に対し、国税通則法（以下「通則法」という。）23条1項1号に基づき、相続財産の評価額に誤りがあり、相続人らの納付すべき相続税額が過大になったため、相続税の更正の請求書及び計算明細表を提出した（乙4の1・2）。

C、D及びAは、同年7月14日、小田原税務署長に対し、相続税の修正申告書を提出し、小田原税務署長は、同年8月29日、原告、E及びFに対し、減額更正を行った（乙5）。

オ 藤沢税務署長は、平成15年11月12日、Aに対し、本件物納申請に関し、本件物納申請不動産が、平成18年法律第10号による改正前の相続税法42条2項に規定する「管理又は処分するのに不適当な財産」に該当するため、所要の補正をすることを促し、また、同補正をしない場合は本件物納申請を却下する場合がある旨を記載した「補正通知書」（乙6）を発出した。

藤沢税務署長は、その後Aに対し、平成16年3月23日付け「物納申請不動産に関する書類の補正等の催告書」（乙7）及び同年8月26日付け「物納申請却下予告書」（乙8）をそれぞれ発出して補正を促したが、Aは補正を行わなかった。

カ 藤沢税務署職員は、平成18年6月21日、不動産登記簿の記載から、Aが、平成16年12月24日、本件物納申請不動産を、神奈川県所在の訴外株式会社Gに売り渡したことを把握した（乙3の3）。

キ 藤沢税務署長は、上記カの事実経過を踏まえ、Aに対し、平成18年9月22日付けで「物納申請不動産に関する書類の補正等の催告書」（乙9）を、同年10月3日付けで「物納申請却下予告書」（乙10）をそれぞれ発出して再度補正を促したが、Aは補正を行わなかった。

ク そこで、藤沢税務署長は、平成18年11月14日、本件物納申請に係る事案を、小田原税務署長に返戻し、小田原税務署長は、同日、相続税法

42条2項の規定に基づき、本件物納申請を却下し、同月15日付けでAに対しその旨通知した(乙11)。

ケ 小田原税務署長は、本件相続人らのうち、Cが平成18年7月1日に死亡し(乙12)、Dが平成16年2月20日に死亡していた(乙1の2)ことから、Aに係る滞納相続税(本税2142万5800円。以下「本件相続税1」という。)を徴収するため、平成19年1月22日、原告、E、F、Dの相続人であるDの長男H(以下「D承継人H」という。)、同二男I(以下「D承継人I」という。)に対し、相続税法34条に規定する連帯納付義務の制度の内容等を記載した「相続税の連帯納付義務について」と題する文書(甲1)及び連帯納付責任のある旨を記載した「連帯納付責任のお知らせ」と題する文書(甲2)を送付した(以下、原告、E、F、D承継人H及びD承継人Iを併せて「本件連帯納付義務者ら」という。))。

コ 小田原税務署長は、平成19年2月6日、本件相続税1を徴収するため、本件連帯納付義務者らに対し、通則法37条1項に基づき、督促処分(以下「第一次督促処分」という。)を行った(乙13)。

サ 小田原税務署長は、平成19年2月23日、D承継人H及びD承継人Iに対し、Dに係る連帯納付義務について、通則法5条の規定に基づき、同人らに承継させる旨の決議を行い、また、Cに係る連帯納付義務(以下「本件相続税2」という。)についても、通則法5条の規定に基づき、A及び本件連帯納付義務者らに承継させる旨の決議を行い、同人らに通知した(乙14の1・2)。

シ 小田原税務署長は、平成19年3月7日、上記サ記載のCの連帯納付義務の承継により、第一次督促処分に係る連帯納付責任の限度額に変動が生じたため、一旦、第一次督促処分に係る督促状を取り消すこととし、その旨の通知書を本件連帯納付義務者らに送付した上(乙13、15(同証中作成日付を「平成18年3月7日」と記載してあるのは「平成19年3月

7日」の誤記であると認める。))、同日、本件相続税1に係る訂正後の連帯納付責任の限度額(1億6500万3570円)等を記載した「連帯納付責任のお知らせ」と題する文書及び本件相続税2に係る連帯納付責任の限度額(2483万0145円)等を記載した「連帯納付責任のお知らせ」と題する文書を本件連帯納付義務者らに送付した(乙16、17)。

ス 小田原税務署長は、平成19年3月28日、本件相続税1及び本件相続税2を徴収するため、本件連帯納付義務者らに対して、通則法37条1項に基づき、督促処分を行った(以下「第二次督促処分」という。乙13、18。)

セ 小田原税務署長は、平成19年4月20日、本件相続税1及び本件相続税2について、通則法43条3項の規定に基づき、東京国税局長に対し徴収の引継ぎをした。

(2) 原告による第二次督促処分に係る不服申立ての経緯

ア 原告は、平成19年4月3日、第二次督促処分を不服として小田原税務署長に対して、通則法75条1項の規定に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行ったが、これに対し、小田原税務署長は、同年5月7日、本件異議申立てを棄却する旨の決定(以下「本件棄却決定」という。甲3)をした。

イ 原告は、平成19年6月4日、本件棄却決定を不服として、国税不服審判所長に対して、通則法75条3項に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行ったが、これに対し、同所長は、同年12月6日、本件審査請求を棄却する旨の裁決(以下「本件裁決」といい、本件裁決に係る裁決書を「本件裁決書」という。甲4)をした。

(3) 関係法令等の抜粋(本件と関係のない部分は適宜省略してある。)

ア 相続税法33条

期限内申告書又は(同法)31条2項の規定による修正申告書を提出し

た者は、これらの申告書の提出期限までに、これらの申告書に記載した相続税額又は贈与税額に相当する相続税又は贈与税を国に納付しなければならない。

イ 同法 34 条 1 項

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

ウ 通則法 36 条 1 項

税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

- 1 賦課課税方式による国税
- 2 源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかったもの
- 3 自動車重量税でその法定納期限までに納付までに納付されなかったものの
- 4 登録免許税でその法定納期限までに納付されなかったもの

エ 同法 37 条 1 項

納税者がその国税を（同法）35 条又は（同法 36）条 2 項の納期限までに完納しない場合には、税務署長は、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

オ 同法 52 条 2 項

税務署長等は、（同条 1）項の規定により保証人に同項の国税を納付させる場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による告知をしなければならない。

カ 国税徴収法（以下「徴収法」という。）32 条 1 項

税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。

第3 争点及び当事者の主張

1 争点

本件の争点は、以下の各点である。

- (1) 税務署長には、相続税の申告後速やかに相続人らに対して連帯納付義務があることを告知する義務があるか（第二次督促処分の適法性。争点(1)）
- (2) 本件判決の適法性（争点(2)）

2 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)について

（原告の主張）

相続税の連帯納付義務は、連帯納付義務者に重い義務を負わせるものであること、民間では連帯保証債務は連帯保証契約を結んだ上で初めて発生する義務であることを考えると、税務署長には、相続人による相続税の申告後速やかに各相続人に対し、相続税の連帯納付義務について告知する義務があるというべきである。

しかるに、小田原税務署長は当該告知を怠って、納付期限から4年10か月余りも経た平成19年1月24日になって「相続税の連帯納付義務について」と題する書面（甲1）を原告に送付して原告に連帯納付義務があることを知らせたのであり、小田原税務署長は上記義務に違反している。

したがって、第二次督促処分は違法である。

（被告の主張）

税務署長は、連帯納付義務について告知する義務を負うものではない。

相続税法34条1項に基づく連帯納付義務は、相続税法が相続税徴収の確

保を図るため、相互の各相続人に課した特別の責任であって、その義務履行の前提条件をなす連帯納付義務の確定は、各相続人等の固有の相続税の納税義務の確定という事実に対応して、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務を確定させるために賦課決定通知書を送達するなどの特別の行為を行う必要はない。

相続税法 34 条に基づく連帯納付義務の履行については、民法上の連帯債務又は連帯保証債務と同様、補充性はないと解されており、他の共同相続人に対する連帯納付義務について、その共同相続人が実際に資力を有していたか否かは、同条項を適用する上での要件とはされていないから、本件での A による物納申請の却下といった経緯は、連帯納付義務に何ら影響を及ぼすものではない。

徴収手続における納税の告知について定めている通則法 36 条 1 項は、通則法制定前の徴収法 42 条と異なり、納税の告知を要する場合を制限的に列挙している。したがって、通則法 36 条 1 項を相続税法 34 条 1 項による連帯納付義務に適用する余地はなく、同条項の連帯納付義務に基づく徴収手続を行うに当たり、納税の告知を行うことは法律上要求されていない。

また、相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務には補充性はないものと解されるから、納付通知書による告知を要求している通則法 52 条 2 項又は徴収法 32 条 1 項を、相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務に類推適用することもできない。

さらに、相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務は、その発生要件及び範囲が一義的に明確な形で定められており、連帯納付義務者はこれを免れることができない上、その具体的内容は各相続人固有の納税義務の確定に伴い、自動的に決せられるもので、このことは法によってあらかじめ予告されているのであるから、告知を欠くことが、連帯納付義務者の予見可能性を害するものとはいえない。

以上によれば、小田原税務署長には、相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務について、相続税の申告後速やかに、原告を含む本件相続人らに対し、これを告知する義務がなかったことは明らかである。

また、小田原税務署長は、本件相続税 1 及び本件相続税 2 を連帯納付義務者らから徴収するために、通則法 37 条 1 項に基づき、第二次督促処分を行ったものであって、同処分には手続面においても違法性は存しない。

したがって、第二次督促処分は適法である。

(2) 争点(2)について

(原告の主張)

本件判決は、連帯納付義務の告知義務に関する判断を誤っており、また、本件判決書は整理不十分であるから、違法である。

ア 本件判決書は、連帯納付義務が相互に各相続人に課した特別な責任であると述べているが、各相続人に課するのであればなおのこと申告が行われた最初の時点から告知すべきである。

また、本件判決書は、連帯納付義務は申告書の提出がなされれば法律上当然に生じると述べているが、当然であるならば連帯納付義務発生当初に相続人全員に告知する必要があったはずである。

イ 判決書には、審査請求人が国税不服審判所に提出した主張書面の内容が一字一句そのまま記載されていなければならないところ、本件判決書では、原告が国税不服審判所に提出した主張書面の表記とは異なる表記がされており、整理不十分である。

(被告の主張)

本件判決は、以下に述べるとおり、適法である。

ア 原処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した判決の取消しの訴えとの双方を提起することができる場合、判決の取消原因となる違法事由は、行政事件訴訟法 10 条 2 項により、判決固有の瑕疵に限ら

れる。

原告の上記アの主張が、原告に対する第二次督促処分を適法と判断したことをもって裁決固有の瑕疵と主張する趣旨であれば、当該主張は裁決固有の瑕疵を主張するものではないから、主張自体失当である。

イ 原告の上記イの主張は、原告の主張が本件裁決書において一字一句そのまま記載されてはならず、整理不十分であるとして審理不尽、判断遺脱又は理由不備を主張するものと解する余地がある。

しかしながら、審査請求手続においては、当該処分の要件事実に係る事実上又は法律上の争点について、調査及び審理が的確にされていれば、審理不尽の違法があるということにはならない。また、裁決書においては、当該具体的事案の解決に必要な要件事実に係る事実上又は法律上の争点に対する判断が明らかにされていれば足りるというべきであって、当該要件事実にかかわりない審査請求人の主張についての判断が欠けたとしても、判断遺脱や理由不備の違法があることにはならない。

本件審査請求においては、第二次督促処分の適法性についての的確に判断がされており、結論に至る判断過程に審理不尽や理由の不備、あるいは、争点に対する必要な判断の遺脱がないことは本件裁決書から明らかである。

また、原告は、国税不服審判所長が第二次督促処分の適法性を判断するに当たって、原告提出の主張書面の内容を一字一句本件裁決書に記載すべき旨主張する。しかしながら、国税不服審判所長は、当事者である請求人及び原処分庁の主張を聴取し、審査請求の対象となった処分の違法性、不当性を判断するために、その主張を整理して裁決書に記載することが求められるのであり、その主張を一字一句裁決書に記載することまでを求められるものではなく、争点を適切に整理し、適切な判断を行うために、主張の文言を整理し、両当事者の主張をわかりやすく対応表示することが許容されているところ、本件裁決書は、原告提出の主張書面の内容を的確に整

理している。

したがって、本件審査請求手続には、審理不尽等の違法もない。

第4 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 相続税の連帯納付義務の法的性格

原告は、相続税の連帯納付義務は、連帯納付義務者に重い義務を負わせるものであること、民間では連帯保証債務は連帯保証契約を結んだ上で初めて発生する義務であることを考えると、税務署長には、相続税の申告後速やかに各相続人に対し、相続税の連帯納付義務について告知する義務がある旨主張する。

そこで、税務署長に相続税の連帯納付義務の告知義務が生じるかについて検討するが、その前提としてまず、相続税の連帯納付義務の法的性格を判断することとする。

相続税法34条1項は相続税の連帯納付義務を規定している。この規定は、相続税及び贈与税をはじめ租税は、本来の納税義務を負うものがそれぞれその納税義務を履行すべきであるが、これらの者に納付の義務を限定してしまうことは租税の徴収確保の上から適当でない場合も生ずることが予想され、また、相続による財産の取得という課税原因を共にする共同相続間における税負担の公平が図られないこと等から、本来の納税義務者以外の者に租税の納付義務を課すこととしたものである。

この連帯納付義務は、相続税法が相続税徴収の確保を図るため、相互に各相続人に課した特別の責任であって、その義務履行の前提条件をなす連帯納付義務の確定は、各相続人固有の相続税の納税義務の確定という事実に対応して、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務につき格別の確定手続を要するものではないと解するのが相当である（最高裁判所昭和55年7月1日第三小法廷判決・民集34巻4号535頁参照）。

そして、通則法 8 条は、国税の連帯納付義務については民法の連帯債務の規定を準用すると規定しているから、徴収所轄庁は、共同相続人の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての共同相続人に対し、相続税法 3 4 条 1 項の規定する金額の範囲内において、相続税の全部又は一部につき徴収手続を執ることができる と解すべきである（民法 4 3 2 条）。その意味で、相続税の連帯納付義務には、第二次納税義務（徴収法 3 2 条以下）及び保証人の納付義務（通則法 5 2 条）の場合におけるような補充性は認めることができない。

(2) 相続税の連帯納付義務の告知について

以上を前提に、相続税の連帯納付義務に係る告知義務の有無について検討するに、徴収手続における納税の告知について定める通則法 3 6 条 1 項は、税務署長が納税の告知を要する場合を制限的に列挙しているところ、相続税の連帯納付義務による国税については同項各号のいずれの場合にも該当しない。

また、通則法 5 2 条 2 項は保証人に国税を納付させる場合に、徴収法 3 2 条 1 項は国税を第二次納税義務者から徴収しようとする場合に、いずれも納付通知書による告知を要するものと規定している。しかし、前述のとおり、相続税の連帯納付義務については補充性はないと解され、保証人の納付義務や第二次納税義務とはその性質を異にするものであるから、通則法 5 2 条 2 項あるいは徴収法 3 2 条 1 項が相続税の連帯納付義務に準用ないし類推適用されるものとも解することはできない。

したがって、税務署長には、相続税の連帯納付義務について、これを告知する義務はないと解すべきである。

(3) 原告の主張について

原告は、民間では連帯保証債務は連帯保証契約を結んだ上で初めて発生する義務であることを考えると、相続税の申告後速やかに各相続人に対し、連

連帯納付義務の告知義務が生じると主張する。

原告の上記主張の趣旨は判然としないが、仮に、原告が相続税に係る納税申告当初に連帯納付義務に係る告知を受けない限り同義務が発生しないと述べるものであったり、あるいは、各相続人の同意により同義務が発生するものである旨述べるものであるとすれば、前述のとおり、連帯納付義務は、各相続人等の固有の相続税の納税義務の確定という事実、すなわち、相続税申告書の提出又は更正若しくは決定等という事実に照応して法律上当然に生ずるものであるから、原告の上記主張は、前提を誤っているというほかなく、採用することができない。

(4) 小括

以上のとおり、相続税の連帯納付義務の告知に関する原告の主張は採用することができない。

そして、第二次督促処分に至る経緯は前記第2の2(1)のとおりであり、相続税法34条1項及び通則法37条1項に基づいて行われていることが認められる。そのほか、第二次督促処分に違法があることをうかがわせる証拠はない。

したがって、第二次督促処分は適法というべきである。

2 争点(2)について

(1) 本件裁決の判断内容に関する原告の主張について

原告は、本件裁決書における国税不服審判所長の判断部分を引用した上で、連帯納付義務を各相続人に課すのであればなおのこと申告が行われた最初の時点から連帯納付義務を告知すべきであるなどと主張しているところ、これは、第二次督促処分を維持した本件裁決の判断を非難するものであって、第二次督促処分自体の違法を理由とするのとは異なるものと認められる。

しかしながら、行政事件訴訟法10条2項は、「処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起すること

ができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない」と定める。

上記規定は、処分取消しの訴えと裁決取消しの訴えとが提起できる場合に、いずれにおいても原処分の違法事由（瑕疵）を主張できるとすると、判断の矛盾・抵触、訴訟経済上の不都合が生じるおそれがあるため、いわゆる原処分主義の表れとして裁決取消しの訴えにおける違法事由の主張を制限したものである。

したがって、本件裁決取消しの訴えにおいては、行政事件訴訟法 10 条 2 項により、原告の上記主張はそれ自体失当である。

(2) 本件裁決における審理不尽、判断遺脱又は理由不備の有無

ア 原告は、本件裁決書には、原告が提出した主張書面の内容が一字一句そのまま記載されていなければならないところ、本件裁決書では、上記主張書面の表記とは異なる表記がされており、整理不十分であると主張する。原告の当該主張は、必ずしもその趣旨が明らかではないが、本件裁決についての審理不尽、判断遺脱又は理由不備の違法を主張するものと解する余地もある。そこで、以下、各別に検討する。

イ 審理不尽の点について

審査請求手続における審理不尽とは、具体的事案の解決に必要な事実上又は法律上の争点につき当然にすべき調査又は審理を尽くさず、その結果、裁決の理由に不備ないし齟齬を来たし、又はこのことが釈明義務違反と評価できることをいうと解される。

証拠（甲 4、5）によると、本件審査請求における原告の主張は、①連帯納付義務は、各相続人が本来の納税者と同等の義務を負うものであるから、小田原税務署長は、当該相続税の申告時に、各相続人に対し、法律上の規定がなくとも当然にその納税告知をしなければならず、告知の手続を経ずにされた第二次督促処分は、小田原税務署長の怠慢による重大な過失

があり無効である、②仮に、上記連帯納付義務の告知手続は要しないものであるとしても、本来の納税義務者であるAと小田原税務署長との間で、Aが土地を売却した代金により納税する旨の合意が成立したことから、この合意によって他の相続人の連帯納付義務は消滅し、したがって、第二次督促処分は重大な手続上の瑕疵があり取り消されるべきである、というものであったことが認められる。

そして、証拠（甲4）によると、国税不服審判所長は、相続税法34条1項及び通則法37条1項の規定に照らして、原告が負っている連帯納付義務の状況や本件連帯納付義務者らによる滞納国税の未納付状況等につき、必要な調査又は審理を行い、事実認定を行った上で第二次督促処分の適法性の判断を行っていること、また、原告の上記主張に対しては、連帯納付義務は、その義務履行の前提をなす各相続人固有の相続税の納税義務の確定（本件裁決書4頁中段には、「その義務履行の前提要件をなす連帯納付義務の確定」との記載があるが、前後の文章からすると、上記の趣旨をいうものと解される。）という事実と照応して法律上当然に生ずるものであること、連帯納付義務者及び本来の納税義務者に対する徴収手続は別個の手続であると解される以上、本来の納税義務者に対する徴収手続の効果は、納税により義務が消滅するなど、本来の納税義務そのものの消長に係るものでない限り、他の各相続人等の連帯納付義務の存否又は範囲に影響を及ぼすものではないと解されることから、原告の上記①、②の主張は独自の法令解釈に基づくものであり、第二次督促処分の取消しを求める理由としては不相当であると判断したことが認められる。

そうすると、国税不服審判所長は、本件審査請求における原告の主張に対し、必要な審理を行い、本件審査請求を棄却するという結論を導くのに必要な理由を示して判断を行っているといえることができる。

したがって、本件審査請求における手続が、具体的事案の解決に必要な

事実上又は法律上の争点につき当然にすべき調査又は審理を尽くさず、その結果、裁決の理由に不備ないし齟齬を来たし、又はこのことが釈明義務違反と評価することができる場合に当たるとはいうことができないから、本件裁決に審理不尽の違法があるとは認めることができない。

ウ 判断遺脱、理由不備の点について

前記イのとおり、国税不服審判所長は、本件審査請求における原告の主張に対して、必要な審理を行い、本件審査請求を棄却するという結論を導くのに必要な判断を行っているということができるから、本件裁決に判断遺脱の違法があるとは認めることができない。

また、原告の主張を、裁決の理由不備を主張するものと解したとしても、裁決書に記載すべき理由は当該裁決の結論に到達した過程を明らかにすれば足りるところ、証拠（甲４）によると、本件裁決書には、相続税の連帯納付義務の法的性質、本来の納税義務者に対する徴収手続と連帯納付義務の関係及び督促処分の法的性質についての法令解釈を行った上で、原告の主張が法令解釈に反することが記載されていることが認められ、本件裁決の結論に至る過程は明らかになっているということができるから、本件裁決に理由不備はない。

この点、原告は、国税不服審判所長が、原告が本件審査請求手続において提出した主張書面の内容を一字一句そのまま本件裁決書に記載してはいないことを捉えて本件裁決の審理不尽、判断遺脱、理由不備を主張しているとも解される。

しかしながら、国税不服審判所長は、審査請求の対象となった処分の違法性、不当性を判断するために、その主張を整理して裁決書に記載することが求められるのであり、裁決書に審査請求人の主張を一字一句までそのまま記載することが求められているわけではないと解するのが相当である。

そして、原告が本件裁決書に記載がないと主張する内容は、証拠（甲５）

及び弁論の全趣旨によれば、「社会通念上、他人に対して連帯責任を負う
というようなことは民間では書面により連帯保証契約を結び確定させてい
るが、法律を基に連帯納付義務を課す場合は書面を交わさない代わりにそ
の義務発生最初の時点で絶対として告知が成されるべきである。」とい
うことであると認められる。

そうすると、原告が本件裁決書に記載がないとする主張書面の内容は、
結局のところ、連帯納付義務を負担させる場合には、相続税の申告時に各
相続人に対して、法律上の規定がなくとも当然に納税の告知をしなければ
ならないということに尽きるものと認められる。

この点に関しては、本件裁決書は、「連帯納付義務は、各相続人が本来
の納税者と同等の義務を負うものであるから、原処分庁は、当該相続税の
申告時に、各相続人に対し、法律上の規定がなくとも当然にその納税告知
をしなければならず、告知の手続を経ずにされた本件各督促処分は、原処
分庁の怠慢による重大な過失があり無効である。」と原告の主張を整理し
ているのであるから（甲4 3頁2(2)イ部分）、本件裁決書は、原告が本
件裁決書において記載を欠いていると主張する主張書面における主張内容
を的確に整理しているものであり、かかる整理の下にされた本件裁決に審
理不尽、判断遺脱、理由不備の違法事由は存在しないというべきである。

(3) 小括

以上のとおり、本件裁決を非難する原告の主張は、それ自体失当である
か、又はその主張に係る本件裁決の審理不尽等の違法の事実を認めること
ができず、本件裁決は適法である。

第5 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のと
おり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 北澤章功

裁判官 戸室壮太郎

裁判官土谷裕子は、差支えにつき署名押印することができない。

裁判長裁判官 北澤章功